

東海旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則の一部改正（割引を適用する等級の追加に伴う改正）

現 行			改 正																
別表（第2条第2項） 身体障害者割引を適用する障害種別			別表（第2条第2項） 身体障害者割引を適用する障害種別																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>等級及び割引種別 障害種別</th> <th>第1種障害者 (本人及び介護者)</th> <th>第2種障害者 (本人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視 覚 障 害</td> <td>一級から三級及び 四級の1</td> <td>四級の2、五級及び 六級</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	等級及び割引種別 障害種別	第1種障害者 (本人及び介護者)	第2種障害者 (本人)	視 覚 障 害	一級から三級及び 四級の1	四級の2、五級及び 六級	(以下略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>等級及び割引種別 障害種別</th> <th>第1種障害者 (本人及び介護者)</th> <th>第2種障害者 (本人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視 覚 障 害</td> <td>一級から三級及び 四級の1</td> <td>四級の2、<u>四級の 3</u>、五級及び六級</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	等級及び割引種別 障害種別	第1種障害者 (本人及び介護者)	第2種障害者 (本人)	視 覚 障 害	一級から三級及び 四級の1	四級の2、 <u>四級の 3</u> 、五級及び六級	(以下略)		
等級及び割引種別 障害種別	第1種障害者 (本人及び介護者)	第2種障害者 (本人)																	
視 覚 障 害	一級から三級及び 四級の1	四級の2、五級及び 六級																	
(以下略)																			
等級及び割引種別 障害種別	第1種障害者 (本人及び介護者)	第2種障害者 (本人)																	
視 覚 障 害	一級から三級及び 四級の1	四級の2、 <u>四級の 3</u> 、五級及び六級																	
(以下略)																			
<p>(注1) 障害種別及び等級は、将来にわたり上記（平成 <u>22</u> 年 <u>4</u> 月 1 日現在の身体障害者福祉法施行規則別表第5号を援用。）に限定する。 (以下略)</p>			<p>(注1) 障害種別及び等級は、将来にわたり上記（平成 <u>30</u> 年 <u>7</u> 月 1 日現在の身体障害者福祉法施行規則別表第5号を援用。）に限定する。 (以下略)</p>																

附則

この通達は、平成31年3月1日から施行する。